

平成25年度交通災害共済 会員を募集します

平成25年度の交通災害共済会員を募集します。会員になられた方で、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間に交通事故にあわれた場合には、役場総務課で手続きをお願いします。

※昨年度同様、0歳から中学3年生までの方（平成25年4月時点）の会費は全額村で負担します。加入手続きも村で一括して行いますので、ご家庭での申込みは不要となります。

●交通災害共済とは・・・

みなさんが会費を出し合い、交通事故によってケガをしたり死亡したとき、見舞金をお支払いする相互扶助制度です。

●共済会費 年額：一般・・・900円 ※途中加入も同額です。

●申込方法

すでに区長さんを通じて各世帯へ申込書を配布していますので、加入希望の方は申込書に記入し会費を添えて区長さん、または役場総務課へ提出してください。郵便局でも加入手続きが可能です。役場・郵便局にも申込書があります。

詳細については配布された申込書と一緒に同封されているパンフレット等をご覧ください。役場総務課（☎82-1226）へお問合せください。

国保の届出を忘れずに！！ こんなときは14日以内に届出をしましょう

届出をしないと医療費が全額自己負担になったり、届出が遅れた分の国保税も納めなくてはなりません。

国保に加入するとき	届出に必要なもの	国保をやめるとき	届出に必要なもの
他の市区町村から転入したとき	他の市区町村の転出証明書	他の市区町村に転出するとき	保険証
職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険証の両方
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者からはずれた証明書	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険証の両方
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	国保の被保険者が死亡したとき	保険証

問合せ 保健衛生課・国保担当 ☎82-1777

所得税と消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告と納税は正しくお早めに！

平成24年分の所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、平成25年3月15日（金）までです。また、平成24年分の個人事業者の消費税および地方消費税の確定申告は、平成25年4月1日（月）が申告納付の期限となっています。

●納付期限と振替納税の利用について

確定申告による所得税と消費税および地方消費税の納期限並びに振替日は次のとおりです。

所 得 税

- ・納期限・・・平成25年3月15日（金）
- ・振替日・・・平成25年4月22日（月）

消費税および地方消費税

- 平成25年4月 1日（月）
- 平成25年4月24日（水）

*納税には便利で確実な振替納税をご利用ください。